

需要家各位

告示対象外品「ロックウール吸音板(天井材)」について

平成19年4月26日
ロックウール工業会吸音板部会

平成14年7月に建築基準法が改正され、建築物の居室内における化学物質(ホルムアルデヒド)の発散に対する衛生上の措置を取ることが義務づけられました。

平成14年12月26日に衛生上の措置に関する技術的基準が告示され、この中でホルムアルデヒトを発散する建築材料として、第一種、第二種、第三種の三種の建築材料が定められ、等級によっては使用量の制限を受けることになりました。

当工業会に関わる「ロックウール吸音板(天井材)」はこの告示の中のホルムアルデヒド規制対象材料には含まれておりません。

また、平成15年9月18日付国土交通省建築指導課発行の資料に、告示対象外で規制を受けない建材の例として、「ロックウール吸音板」が記載されております。

従いまして、「ロックウール吸音板(天井材)」はホルムアルデヒドの規制を受ける部位に何ら制限なくご使用いただけます。

今後とも一層のご愛顧を賜りたく、よろしくご理解の程お願い申し上げます。

以上